

新型コロナウイルスの再度の感染拡大を受け、センターにおける新型コロナウイルス感染症発生時の対応マニュアルを策定いたしました。感染症発生時はマニュアルに沿った行動をお願いいたします。

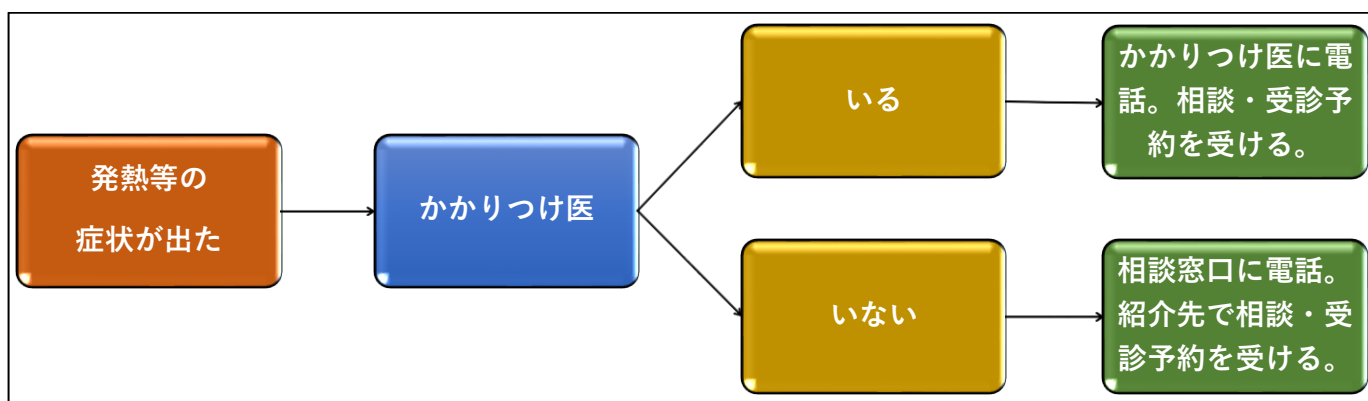
新型コロナウイルス感染症対応マニュアル

つくば市シルバー人材センター

1. 対応方針

感染状況	対応
コロナ陽性（検査結果）	保健所の指示の下、入院又は宿泊・自宅療養
濃厚接触者に確定（保健所判断）	14日間の自宅待機
発熱等の症状や濃厚接触者になった疑いがある	かかりつけ医、いない場合は相談窓口で電話し、相談・受診予約を行う
同居家族等が感染した	14日間の自宅待機
同居家族等が濃厚接触者になった	同居家族等の検査結果で陰性がでるまで自宅待機
同居家族等が感染・濃厚接触者になった疑いがある	慎重に経過観察し、マスク等の感染予防を徹底したうえで出勤可能

2. 相談・受診予約フロー



相談窓口（かかりつけ医がいない場合）

- ・つくば保健所 ☎029-851-9287 平日 9時～17時
- ・茨城県庁 ☎029-301-3200 土日祭日含む 8時30分～22時
- ・つくば地域発熱相談センター ☎090-1697-3826 (月～土) 17時～翌8時 (日) 8時～翌8時

3. 対応マニュアル

1. 発熱等の症状が出た場合

- ① 所属長※に連絡した上で、勤務中の場合は直ちに帰宅し、自宅療養してください。勤務前の場合には出勤せずに自宅で経過を見てください。
- ② 医療機関を受診する場合には、かかりつけ医に電話して指示に従い、予約時間を厳守し、マスクを着用して受診してください。

※所属長 請負・委任の会員及びセンター職員＝シルバー人材センター事務局

派遣会員＝派遣先上司及びシルバー人材センター事務局

2. 症状が改善するか、受診の結果出勤が可能と判断された場合

発熱、風邪様症状、倦怠感、息苦しさ等の症状が改善して3日以上が経過するか、医療機関を受診してPCR検査を受けた結果、出勤が可能であると判断された場合には、出勤可能です。

3. 濃厚接触者となった場合

【保健所からの連絡以外で濃厚接触者になったことがわかった場合など】

- ① 報道等でわかった場合は、直ちに所属長に連絡するとともに、他者との接触を避けてください。自宅でもわかった場合は出勤しないでください。
- ② 保健所へ連絡し、保健所からの指示事項を所属長に伝えてください。最終接触から、14日間の自宅待機とします。体温測定を毎日実施し、体調とともに記録してください。

4. 感染が確定した場合

診断が確定したら、保健所の指示（法的入院、就業制限等）に従うとともに、大至急所属長に連絡をしてください。現時点では、指定医療機関で治療するまで入院となります。

5. 感染後の就業・職場復帰の目安

- ① 次の両方を満たした後に退院となり、就業制限が解除されます。
 - ・発症日後10日かつ症状軽快後72時間が経過（最短10日）
 - ・症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔をあげ、2回のPCR検査で陰性を確認
- ② 軽症者で、指定宿泊施設もしくは自宅での療養となった場合は、次の両方を満たした後に、就業制限が解除されます。
 - ・検体採取日から10日以上経過
 - ・検体採取日から6日以上経過し、24時間以上間隔をあげ、2回のPCR検査で陰性を確認

〔同居家族等の場合〕

1. 同居家族等に感染や濃厚接触者の疑いがある場合

- ① 同居家族等に感染や濃厚接触者の疑いがある場合、直ちに所属長に連絡してください。
- ② 保健所の指導に従い、同居家族等の体調、体温を注意深く確認してください。また、接触を必要最小限にとどめてください。
- ③ 本人に発熱等の症状がない場合には、マスク着用等の感染予防を徹底した上での出勤を認めますが、本人に風邪様症状が出現した時点で出勤を取りやめ、所属長に連絡してください。

2. 同居家族等が濃厚接触者になった場合

- ① 同居家族等が濃厚接触者であることがわかった時点で、直ちに所属長に連絡し、保健所からの指示事項があれば伝えてください。
- ② 同居家族等の検査結果が陰性と判明するまで自宅待機してください。
- ③ 体温測定を毎日実施し、体調とともに記録してください。

3. 同居家族等の感染が確定した場合

- ① 直ちに所属長に連絡するとともに、他者との接触を避けてください。自宅でもわかった場合は出勤しないでください。最終接触から、14日間の自宅待機とします。
- ② 保健所へ連絡し、保健所からの指示事項を所属長に伝えてください。
- ③ 体温測定を毎日実施し、体調とともに記録してください。